

# よなごの下水道

第5号

平成29年9月1日  
 発行 米子市下水道部  
 電話 34-1361  
 Eメール gesuidokikaku@city.yonago.lg.jp

～ 下水道 水が自然に かえる道 ～ (平成29年度下水道推進標語)



## マンホールカード

ドクターマンホール



マンホールカードとは？

配布してます！

「マンホールカード」とは、各自治体と下水道PR団体「下水道広報プラットフォーム（GKP）」が共同で発行し、無料で配布している、マンホールのふたをデザインした下水道広報アイテムです。

全国共通の様式で作られ、共通のルールで配布するため、コレクションアイテムにもなっています。カードごとに指定された場所に行くと、「一人一枚」、無料で受け取ることができます。

平成28年4月1日に第1弾が登場し、米子市は平成29年4月3日第4弾で発行しました。

米子市のマンホールカード

米子市のデザインマンホールは中央に米子市の「米」を图案化した市章をあしらい、その周りに市の花「つつじ」を散りばめた色鮮やかなマンホールのふたです。配布枚数は2,000枚です。

- 配布場所 米子市観光センター（米子市皆生温泉三丁目1番1号）
- 配布時間 午前9時から午後6時まで

問合せ：下水道営業課 電話34-1371

## 米子市内浜処理場



皆さんが使用された水は、下水道管を通して下水処理場へ運ばれ、きれいな水にして自然に戻っています。安倍にある「内浜処理場」では、1日に約30,000m<sup>3</sup>（小学校の25mプール100杯分）の汚水が流れ込んでいきます。この汚水をきれいな水にして中海へ放流しています。

### 内浜処理場の地下空間を紹介します



問合せ：施設課 電話34-1379

#### 管廊空間

処理場施設の地下には各槽をつなぐ配管が設置されている空間があります。



#### ポンプ設備

ゴミや砂などを取り除いた下水を地下から地上の水処理施設までくみ上げています。



#### 配管

施設内で使用している空気や水は大口径の配管により送られています。



#### 配線路

配線棚中のケーブルによって、ポンプやセンサーなどへ電気を供給しています。



### 下水処理場を見学できます

内浜処理場の施設見学を随時受け付けています。所要時間は1時間程度です。詳しくは、下水道営業課までお問い合わせください。

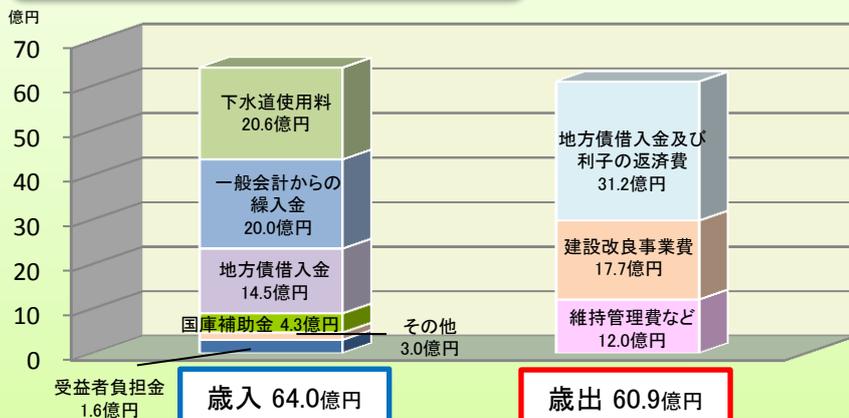
問合せ：下水道営業課 電話34-1387

# 平成28年度 決算の概要



※数値は項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

## 下水道事業特別会計



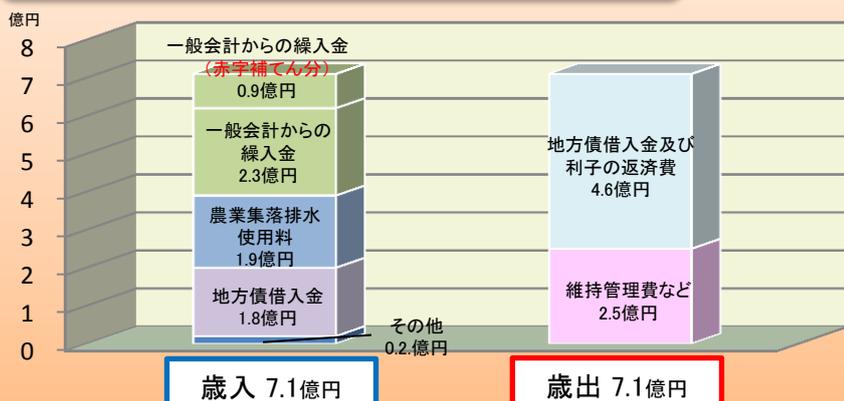
### 収支状況

平成28年度の決算は、歳入の総額が64億円、歳出の総額は60億9千万円でした。

収支の差額は3億1千万円で、平成29年度へ繰り越した事業を実施するための財源と前年度からの繰越金を除いた単年度の収支は、9千万円の黒字となりました。

今後は老朽化した処理施設の改築更新が必要となることが予想されます。

## 農業集落排水事業特別会計



### 収支状況

平成28年度の決算は、歳入の総額及び歳出の総額は、同額の7億1千万円でした。

一般会計からの繰入金3億2千万円のうち9千万円は、赤字分の補填です。



これからも、適正で効果的な事業運営に努めてまいります。

## 「大規模災害時における下水道等施設の復旧支援協力に関する協定」を締結しました

米子市は、災害により下水道施設が被災したときに行う復旧支援協力に関し、地方共同法人日本下水道事業団、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び鳥取県土地改良事業団体連合会と平成28年10月に協定を締結しました。

災害により下水道施設が被災し下水道が使用できなくなると、台所・風呂・トイレが流せなくなり、市民生活に大きな影響を与えてしまうため、より早い下水処理機能の回復及び被害の最小化を図る必要があります。

この協定は、下水道施設が被災した際に必要な支援業務に関する事項を定めるもので、これにより災害時の迅速な応急復旧着手が可能となります。

市では今後も、下水道BCP（業務継続計画）策定をはじめ、災害対応力の向上を図っていきます。

問合せ：下水道企画課 電話34-1361

### ニュース



米子市下水道部イメージキャラクター「ドクター・マンホール」です。下水道事業PRのため、マンホールのふたのデザインを背中にあしらった「マンホールポロシャツ」を下水道部職員有志が作成しました。クールビズ期間中に着用しています！

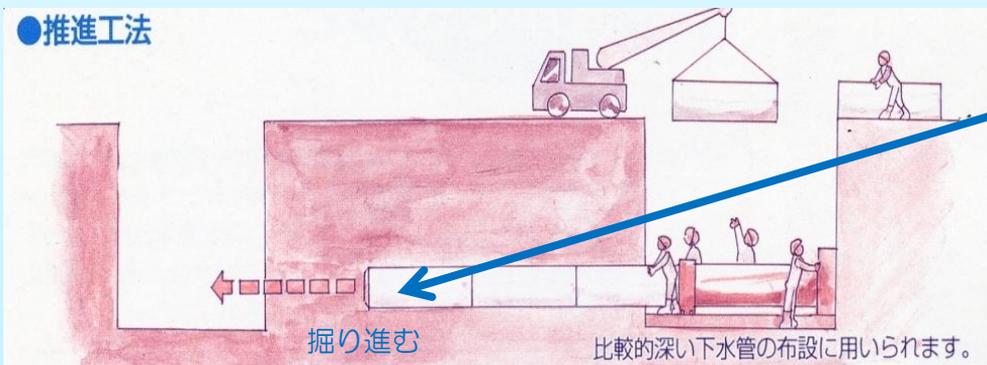


# 下水道工事について紹介します

## ～推進工法～



下水道管がどのようにして布設されるのか紹介します。  
 今回は「推進工法」と呼ばれる、道路を掘らずに下水道管を埋設する工事についてご紹介します。



推進機

地中を掘り進める機械。  
 これを使って管を押し出します。



下水道が整備されると、整備済地域の皆さんは下水道への接続が可能となり、各ご家庭で現在使用されている排水施設（浄化槽・くみ取り施設等）を廃止し、下水道へ接続する宅内工事を実施していただくことになります。  
 また、下水道整備には巨額な事業費が必要となり、整備済地域の方のみが使用できる公共施設となることから、建設費用の一部として受益者負担金を納めていただくことになります。  
 なお、整備予定については、整備課にお問い合わせください。

問合せ：整備課 電話34-1397

**マンホールのふた**

とても身近にありながら普段は人目に付かずほとんど意識されない下水道ですが、地上で見ることができるのがマンホールのふたです。マンホールのふたは、直径約60cmで、下水道管内への出入口です。マンホールのふたに模様がついているのは、すべりにくくするためでもあります。その土地の名所、名産品など地域の特色がデザインされており、全国各地でそのユニークさや美しさに惹かれて訪ね歩くファンが急増しています。  
 米子市内にも様々なマンホールのふたがあります。皆さんも、見つけてみてはいかがでしょうか。

## 下水道に切り替えて快適な生活環境を



### 下水道への接続は、必ずお願いします

公共下水道が整備されても、くみ取り便所や浄化槽のままだと、台所・洗面所・風呂等の生活排水（汚水）はそのまま流れ、生活環境を改善し水質を保全するという下水道の目的は達成されません。一日も早く排水設備工事（水洗便所化と浄化槽の廃止切替え等）をお願いいたします。

公共下水道が整備され使用できるようになった区域は、3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造し、下水道に接続しなければなりません。

浄化槽を使用されている場合や、生活排水を側溝などの水路に排水されている場合は、6か月以内に下水道へ接続するよう義務づけられています。

【下水道法第10条、第11条の3及び米子市下水道条例第3条】

### 下水道に接続するには…

工事のお申込みは、米子市排水設備指定工事店にご依頼ください。  
排水設備指定工事店一覧は、米子市のホームページからご確認ください。

米子市 排水設備指定工事店

検索



### 融資あっせん制度

くみ取り便所を水洗便所に改造（新築は除く。）し、公共下水道・農業集落排水施設につなぐ工事（浄化槽からの接続切り替えを含む。）をされる方に融資をあっせんしています。

- 融 資 額 改造工事1件につき、5万円以上80万円以下
- 返済方法 60回以内の月賦償還
- 利 子 供用開始から3年以内の改造工事は無利子、3年経過は一部が無利子

※ 制度を利用される際には、一定の条件及び利用の制限がありますので、工事をされる前に排水設備指定工事店または下水道営業課普及係（電話34-1387）にお問い合わせください。

### 下水道使用料は納期内に!!



下水道事業は、下水道使用料等により運営されています。使用料を納期内に納付していただきますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

#### 使用料はコンビニで納付できます！

お送りした納入通知書で、金融機関だけではなく、全国の主なコンビニエンスストアでも納めることができるようになりました。営業時間内であれば、曜日や時間に関係なく納付できます。

#### 使用料の納付には、安心・便利な口座振替を！

口座振替は、皆様の取引金融機関の預金口座から自動的に引き落とされる方法です。納め忘れがなく、支払の手間もかかりません。

まだ口座振替をご利用でない方、また、これから下水道を利用される方は、安心・便利な口座振替をご利用ください。

口座振替のお申込みは、下水道営業課料金係（電話34-1371）までお問い合わせください。